

割りの定数配分・選挙権をもとに、一人一票（One Person One Vote）の原則を打ち出して、不合理な定数配分に対する違憲判決を連邦最高裁から引き出したのであった。

日本においても、それら米国の訴訟に触発される形で越山弁護士が1962年7月に最大4.09倍まで格差が開いていた参議院地方区について提訴、また翌年には千葉大学の清水教授が衆議院に関して提訴したという経緯があり、その後は36年前の最初の提訴以来、ほとんど全ての選挙に対して弁護士・学者・市民グループが提訴を行ってきている。

合衆国憲法に対して日本の憲法がどうかというと、有権者が一部高額納税者に限られ、全人口の1.13%しかいなかった明治22年の時点でも既に、議員は有権者の代表か全国民の代表かという議論をやっており、最終的に「全国民の代表である」と明確に位置づけている。戦後の日本国憲法制定の過程でも、国会の議論と連合軍総司令部の考え方により「全国民の代表である」としている。

これは参議院についての議論で地方区（今は選挙区）は、全国区とは別に地域代表を国会に送り出すものと一般に理解されているが、当時の記録に溯れば、区割りの線引きは便宜上のもの、つまり選挙区が大きすぎれば候補者の知名度に問題が生じるのを避けるために、便宜的に小選挙区を設定したにすぎないということなのである。まして衆議院については当然のこととして全国民代表であると考えられた。

従って、日本においては、アメリカのように幾つもの基準を採用することなく、憲法上の考え方としては明治22年以来一貫して、「全国民代表」と捉え

られているが、具体的な訴訟と政治の場では、それが不当に歪められてきたのが実情である。

その具体的表れの第一が、昭和51年（1976年）の衆議院中選挙区定数訴訟に関する最高裁大法廷判決であり、この判決のなかで大法廷は「国会議員は全国民の代表である」と規定した憲法43条1項の原理と成立の経緯を理解せず、議員定数の配分に地域差を認めたうえ、その配分原則を人口ではなく「厳密には選挙人数だ」と述べる重大な誤りを犯した。この原因は、裁判官の不勉強に加え、「選挙人に対する法の平等」を提訴理由としたベイカー裁判の経過を鵜呑みにしたためと思われる。

私（宮川）自身もつい数年前までは「定数訴訟」は選挙人による投票価値の平等を追及する裁判闘争であることに格別の疑問を抱かなかったが、この点に気付いて以来現在まで、そのような「全国民代表」の主旨に沿って行っている。今現在、越山弁護士らが4倍以上の格差を生んでいる参議院地方区について訴訟を行っており、来る6月に大法廷で口頭弁論があるが、その弁論に際して、かかる憲法の制定過程について同氏に留意して頂くよう意見書を送付している所であり、その経過を注目している。

昭和51年の最高裁判決と異なった見解が示されたのが、昭和62年（1987年）の大坂高裁判決である。この裁判では、衆議院議員選挙法の制定過程に溯り、議員定数の配分基準が選挙人数ではなく、未成年者などの非選挙人も含む「人口」であるとした。しかし、この判断は他の「定数訴訟」に生かされず、以来、裁判所は両方の基準を時に応じ、まぜこぜに使うようになっている。

（次号に続く）

第6回「介護」

21世紀のライフスタイルを考える特別委員会委員長 梶原光七

“高齢化”的問題で昨年から一番取り上げられたのは、「介護」です。秋には介護保険も導入されることが決まり、私たち委員も勉強しようという事になりました。ただ本を読んでも実際に体験してみなければ分からんだろうということで、半年前から候補地を探しましたが、介護福祉士の資格を取るなり実習をさせられるがそうでなければ難しいなどの難関があり少々てこずりましたが、この度、（渋谷

のお知らせ

区）けやきの郷・西原というホームで4月25日（予定）に12人位ならざの行事としてボランティアのプログラムを組んで案内して下さることになりました。

親のことや私たち自身の将来でもあります。問題点はどこか、何が必要か、真剣に考えてみたい方がおられましたらご連絡下さい。一緒に考えましょう。

TEL 3352-0769（会社）

FAX 3482-7838（自宅） 梶原まで

「活動協賛金」ご協力のお願い

平成維新東京の活動をより活発にするため、「活動資金」を募集しています。

多くの皆様のご協力をお願い申し上げます。

協力金：1口・2000円（2口以上歓迎！）

郵便口座番号：00120-0-772036

郵便口座名称：維新都民

日本を国民主権の法治国にしよう。

人類の幸福の向上に貢献出来る事を願って活動する

花和グループ

(有)花和ビル

(株)花和

(有)パステルハウス

(有)葉明

HANAWA